（様式１）

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

所管課名	人事委員会事務局	整理番号	１－２

許認可等の種類	職員団体等の規約の認証
根拠法令条例等・条項	・職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）第５条 ・職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第９条第４号及び第７号の人事委員会又は公平委員会を定める政令（昭和53年政令第324号） ・職員団体等に対する法人格の付与に関する法律施行規則（昭和53年自治省令第21号）
許認可等の概要	職員団体等の規約の認証
審査基準（未設定の場合はその理由）	１　形式的審査事項 （１）　申請書の提出先の確認 （２）　申請書の提出部数の確認 （３）　申請書への代表者の記名の有無の確認 （４）　申請書の添付書類の有無の確認 ２　実質的審査事項 （１）　申請した職員団体等が、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第２条に該当し、同法第９条及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第９条第４号及び第７号の人事委員会又は公平委員会を定める政令により規約の認証機関が都道府県人事委員会とされている団体であること。 （２）　申請書に、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律施行規則第１条に規定する事項が正しく記載されていること。 （３）　申請書に添付された規約に、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第５条に規定する事項が正しく記載されていること。 （４）　申請書に添付された規約に、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第６条に規定する事項が記載されていないこと、及び、当該職員団体等が、同法第６条に規定する団体に該当しないこと。
基準の制定根拠	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律、同法に基づく政令及び同法施行規則
標準処理期間（未設定の場合はその理由）	30日以内
期間の制定根拠	職員団体の登録と同種の事務のため、同期間とする。